

中野区医療的ケア児等専門相談窓口の設置について

1. 設置趣旨

区では、医療的ケア児とその家族の暮らしや、サービスの利用の現状と日常の困りごとを把握するため、令和6年度に「中野区医療的ケア児とその家族の生活実態アンケート調査」を実施した。このアンケートにより、主に相談支援や、サービスの拡充などの課題やニーズを把握した。さらに、令和3年に「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が制定された。

これらを踏まえ、医療的ケア児等とその家族等からの各種の相談に対し、支援を受けられるよう、必要な相談体制を整備する。

2. 実施内容

医療的ケア児等及びその家族その他の関係者等からの各種の相談に対し、次に掲げる支援を行うものとする。

- (1) 相談に応じた情報提供、サービスの紹介、関係機関への支援依頼
- (2) 保健、医療、福祉、教育、子育て等の必要なサービスの総合調整
- (3) その他医療的ケア児等への支援に係る問合せへの対応等

3. 対象者

区内に住所を有する医療的ケア児等及びその家族その他の関係者等

4. 開設日

令和8年4月1日

5. 設置場所

中野区役所障害福祉課子ども発達支援係（区役所本庁舎3階5番窓口）

6. 受付時間

月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時

※祝日及び年末年始（12月29日から1月3日まで）を除く。

7. その他

上記窓口の開設と併せ、令和8年度中に、医療的ケア児SNS相談の開設（LINEを使った相談）や医療的ケア児支援ガイドブックの作成等、医療的ケア児等を支援する事業実施を予定している。

（参考資料）中野区医療的ケア児等専門相談窓口リーフレット